附則第二条第一項の表第一号中

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七七

を

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九九一

に改める。

附則第八条第二項中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「当該年度の初日の属する年の前々年」を「平成十七年」に改め、「対する当該年度」の下に「の初日の属する年」を加える。

附則第九条第一項の表第一号中

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七七

を

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九九一

に改める。

第五条　国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（平成二十二年度における再評価率に関する読替え）」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇三
平成五年四月から平成六年三月まで	○・九八三
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九七五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七二
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七二

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一三
平成五年四月から平成六年三月まで	○・九九三
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九七五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七二
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七二